

歯援診の施設基準を辞退するつもり医療機関 及び 歯科訪問診療料の注13に係る施設基準を未届の医療機関 の皆様へ

訪問診療において、訪問診療料を算定するためには、自院が訪問診療専門の歯科医療機関でないことが前提ですが、その施設基準（歯科訪問診療料の注13に係る施設基準）を届出しておく必要があります。

現在は、歯援診2の医療機関で、2018年4月から2020年3月の間に歯援診1または歯援診2の再届出をしていない医療機関は、2年の経過措置が切れて、4月以降、歯援診の医療機関でなくなりますが、同時に、歯科訪問診療料の注13に係る施設基準を未届の医療機関と同じ扱いになります。

歯援診2の医療機関でなくなったとしても、4月以降、訪問診療をする機会はあるでしょうから、歯科訪問診療料の算定のために、必ず歯科訪問診療料の注13に係る施設基準を届出るようにお願いします。

添付書類等の様式については、同封の保団連発行「2020年改定の要点と解説」の当該ページを参考にしてください。

様式 21 の 3 の 2

歯科訪問診療料の注 13 に規定する基準の施設基準に係る届出書添付書類

歯科訪問診療の実施状況（届出前1月間の実績）

歯科訪問診療の患者数 ① _____ 人

外来の患者数 ② _____ 人

歯科訪問診療を実施した患者数の割合 ① / (①+②) = _____ . . . (A)

※ (A) が 0.95 未満である場合 当該基準に適合

[記載上の注意]

※ ①については、歯科訪問診療料（歯科訪問診療1、2若しくは3又は歯科訪問診療料の注13「イ初診時」若しくは「ロ 再診時」）を算定した患者の合計延べ人数

※ ②については、診療所で歯科初診料又は歯科再診料を算定した患者の合計延べ人数